

令和8年度大野城市保育料表 (2/2)

【ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯等】 ＜保育認定の子ども(2号・3号認定)＞

○ 外：第1子
○ 内：第2子

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	0~2歳児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
		保育標準時間	保育短時間		
第1	生活保護世帯	0(0)	0(0)	無償化対象	
第2A	市町村民税非課税世帯	0(0)	0(0)		
第3A	市町村民税(9月以降は当該年度分)の税区分が右区分に該当する世帯	24,300円未満	6,400(0)		
第4A		48,600円未満	9,000(0)		
第5-1A		57,700円未満	9,000(0)		
第5-2A		72,800円未満	9,000(0)		
第6-1A		77,101円未満	9,000(0)		
第6-2		97,000円未満	30,000(15,000)		29,600(14,800)
第7		133,000円未満	37,200(18,600)		36,700(18,350)
第8		169,000円未満	44,500(22,250)		43,900(21,950)
第9		235,000円未満	52,700(26,350)		52,000(26,000)
第10		301,000円未満	61,000(30,500)		60,100(30,050)
第11	349,000円未満	70,500(35,250)	69,400(34,700)		
第12	397,000円未満	80,000(40,000)	78,800(39,400)		
第13	397,000円以上	97,000(48,500)	94,300(47,150)		

階層	保育料の多子軽減制度 (算定対象のうち第何子かで保育料が変わります)			延長保育料		3歳以上児の副食費 ※0~2歳児は保育料に含む		
	算定対象	第1子	第2子	第3子以降	保育標準時間	保育短時間	第1・2子	第3子以降
第1~第2A	—	無料	無料	無料	無料	1回 200円	無料	
第3A~第6-1A	生計を一にする全ての子ども	全額	無料	無料	1ヶ月 3,000円 ※日割なし		施設の 定める額	無料
第6-2~第13	同一世帯から同時に保育施設 など(※)を利用している子ども (小学生以上は算定対象外)	全額	半額	無料				

第3子以降の保育料のみ生計を一にする
子ども全員が算定対象となります

- ★ひとり親世帯とは、母子・父子世帯のことです。
- ★在宅障がい児(者)のいる世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の取得者、特別児童扶養手当の受給者が同居している世帯のことです。